

# 資料 1

(議題)

平成30年度 第1回  
高知県国民健康保険運営協議会

平成31年2月18日 (月)

## 平成30年度 第1回 高知県国民健康保険運営協議会

### ○議題

1. 会長及び会長職務代行者の選出について
2. 高知県国民健康保険運営協議会運営要綱 (案) について

高知県 健康政策部  
国民健康保険課

# 議題1 会長及び会長職務代行者の選出について

## ①国民健康保険法抜粋

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

## ②国民健康保険法施行令抜粋

(会長)

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

## ③高知県国民健康保険法施行条例抜粋

### 第2章 高知県国民健康保険運営協議会

(設置)

第3条 法第11条第1項及び第3項に規定する国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、同条第1項の規定により、高知県国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員)

第4条 協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる委員ごとに当該各号に定める数とする。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

2 協議会の委員は、知事が委嘱する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第6条 施行令及びこの条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 高知県国民健康保険運営協議会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知県国民健康保険法施行条例（平成29年高知県条例第41号）第6条の規定に基づき、高知県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員欠席の取扱い）

第2条 委員が協議会に出席できない場合の代理出席は、これを認めない。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（会議の公開）

第3条 協議会は、原則公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開しないことができる。

（会議録）

第4条 会長は、協議会の議事について、会議録を作成する。

2 前項の会議録には、会長が指名する2人以上の委員が署名する。

（庶務）

第5条 協議会の庶務は、高知県健康政策部国民健康保険課において処理する。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月18日から施行する。